

令和2年度
左近山団地における大学生による地域支援事業
地域インターン応募要項

○申込の概要

この申込みには、申込資格があります。

この「入居者応募要項」をよく読んでから、申込みをしてください。

エントリーシートの提出は、メール、FAX、郵送又は持参にて受け付けます。

【エントリーシートの提出先・問い合わせ先】

横浜市旭区役所区政推進課 団地担当 馬立、中島

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 電話：045-954-6027 FAX：951-3401

メール：as-kikaku@city.yokohama.jp

※郵送による申込みは、受付期間の最終日必着とします。

※持参による申込みの受付は、平日午前8時45分から午後5時までです。

○事業主体

NPO法人オールさこんやま（以下「NPO法人」）

住所：横浜市旭区左近山1997-7

左近山団地2街区23棟501号

目次

はじめに	3
1 募集概要	4
(1)内容	
(2)対象	
(3)募集人数	
2 申込み	4
(1)申込資格	
(2)申込方法	
(3)入居者の選定	
◎申込みに当たっての注意	
3 指定の地域活動	5
(1)まちづくり枠	
(2)教育とアート枠	
4 地域活動補助金	6
(1)支給にあたって	
(2)交付手続き	
(3)返還	
(4)退団について	
(5)その他	
5 居住する場合	7
(1)入居する住戸	
(2)入居時期	
(3)契約	
(4)敷金・家賃・共益費	
◎入居にあたっての注意	8
6 スケジュール（予定）	9
(1)居住する場合	
(2)居住しない場合	10

【添付資料】

提出様式 1	エントリーシート
別紙 1	左近山団地の概要
別紙 2	募集チラシ
別紙 3-1	地域活動補助金交付決定通知書（居住する場合）
別紙 3-2	地域活動補助金交付決定通知書（居住しない場合）
別紙 4	「UR住まいガイド（抜粋）」
別図	代表的な間取り図

◎はじめに

旭区内にある左近山地区は、昭和 40 年代前半に開発された集合住宅団地で、高齢化率は 46.5%です。(65 歳以上、平成 30 年 9 月 30 日現在)。こうした高齢化に伴い地域活動の担い手不足が生じているほか、高齢者等への日常生活支援の必要性もますます高まっています。

そこで、地域活動の担い手を確保し団地の活性化を図ることを目的として、横浜国立大学とUR都市機構、旭区は、平成 29 年 3 月 31 日に『左近山団地における大学生による地域支援活動事業に係る連携協定』を締結し、『大規模団地における大学生による地域支援活動モデル事業（以下、「本事業」）』に取り組むことになりました。

横浜国立大学に在籍する学生が、左近山団地に実際に住みながら、福祉を中心に活発に活動するNPO法人や地域の活動団体、商店会、小中学校との連携の取組に参加しています。現在、3人の学生が参加しています。

今回、「まちづくり」と「教育とアート」の2つのテーマでそれぞれ大学生の募集をします。また、居住をせずに活動に参加することもできるようになりました。

「まちづくり」では現在入居している大学生が立ち上げた活動団体「サコラボ」の目標である「若者も主役になれるまち」の実現のため、学生が企画するイベントの開催など地域を活性化する取組に参加してもらいます。

「教育とアート」では、左近山を子育て世帯にとって魅力的なまちにするため、アートをテーマとしたイベントの開催や小中学校でのボランティアに取り組んでももらいます。

どちらも地域ですでに活動している大人達との協働事業です。また、専門家が先生役となって皆様の活動を支援してくれます。

この取組が、皆様の学業や今後の人生の一助になるとともに、団地の活性化につながることを期待しています。

1 募集概要

(1) 内容

左近山団地に入居等しながら、NPO法人の活動や地域活動（以下、「地域活動」）に取り組む横浜国立大学生の募集

(2) 対象

横浜国立大学に在籍する学部生及び大学院生

(3) 募集人数

最大3名（教育とアート枠）

2 申込み

(1) 申込資格

次に掲げる条件すべてを満たす者としてします。

①横浜国立大学に在籍する学部生及び大学院生

②活動団体「サコラボ」に入団し、指定の地域活動に参加する意志がある方

③申込者本人及び連帯保証人が市町村民税を滞納しておらず、また、暴力団員（※）でない方

※「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

(2) 申込方法

提出様式1 エントリーシートの提出により申込みを受け付けます。2名がルームシェアで居住する場合、1名ずつ申し込みます。

※この応募要項の内容をご理解した上で、申込みをしてください。

※エントリーシートの提出は、メール、FAX、郵送又は持参にて受け付けます。

(3) 入居者の選定

申込後、詳細の説明・住戸の内覧・面談を行ったうえで、入居者を選定します。

◎申込みにあたっての注意

(1) 申込資格に関する基準日は「受付期間の最終日」現在とします。

(2) 申込みは、お一人につき1通に限ります。

(3) 次のような場合、申込みを無効とします。

1) 申込資格がないとき。また、申込から入居手続きまでの間に申込資格をなくしたとき。

2) エントリーシートに不正の記載があった時。

3) エントリーシートに必要事項を記載していないとき。

4) 重複して申込をしたとき。

5) 所定のエントリーシート以外で申込をしたとき。

(4) エントリーシートの修正が必要な場合、無効とする前に本人に連絡し、修正期間※内に問い合わせ先（旭区役所）まで来て修正していただきます（郵送による修正はできません）。なお、期間内に修正がない場合、無効となります。

(5) エントリーシートなど提出された書類は一切お返しいたしません。

(6) ルームシェア等で同居人がいる場合は、届出が必要です。ご相談ください。

※「修正期間」は、申込み日から起算して14日以内とします。

3 指定の地域活動

(居住する場合は(1)～(4)、居住しない場合(2)～(4)に取り組んでもらいます。)

(1) まちづくり枠

【まちづくり】活動内容（予定）	
(1)地域のイベントの実施・参加 ・夏まつり、 参加して	イベントに
(2)NPO法人 ・NPO法人 援「さく	支
(3)サクラ ・流しそ ・イベン	
(4)活動報 ・毎回の活 ・年度末3	

募集終了

(2) 教育とアート枠

【教育とアート】活動内容（予定）	
(1)イベントの実施・参加 ・夏まつり、餅つき大会などの自治会等が開催するイベントや商店街が主催するイベントに参加して下さい。 ※自治会への加入を推奨（強制ではありません） ・まちづくり枠の学生が開催するイベントに可能な限り参加して下さい	
(2) 左近山小中学校のボランティア等（年84時間[月7時間程度]） ・内容については、申込者と相談のうえ決定します。 例：専門科、特性を活かした授業・総合学習の補助、学校行事の補助等	
(3) 定例会（月1回、2時間程度） ・子育て世代向けイベントについて企画の打ち合わせを行い、イベントを運営します。	
(4)活動報告 ・毎回の活動終了時に事業主体（NPO法人）に報告し、確認を受けます。 ・年度末3月に活動報告会を開催し、取り組んだ活動内容について発表します。	

※定めている活動時間は最低限求められる時間です。コロナ等社会情勢の影響で活動内容が変更になる場合があります。

4 地域活動補助金

(1) 支給にあたって

補助金は令和2年3月末までに交付決定を行い、4月1日から支給します。入居日等に係らず4月1日付けで活動団体「サコラボ」に入団するものとし、活動に参加していただきます。

(2) 交付手続き

ア 居住する場合（補助金支給額：毎月2万5千円）

事業主体（NPO法人）は、選定時に補助金の交付決定を別紙「地域活動補助金交付申請書（居住する場合）」により行います。

入居者がUR都市機構と契約を行った後に、毎月2.5万円の補助金の支給を開始し、退去時に支給を終了します。但し、UR都市機構との契約書の写しを提出することが条件です。

次年度以降も毎年補助金交付申請を行うことで、交付決定されます。

イ 居住しない場合（補助金支給額：上限毎月1万5千円）

事業主体（NPO法人）は、選定時に毎月1.5万円を上限として補助金の交付決定を別紙「地域活動補助金交付申請書（居住しない場合）」により行います。

なお、支給額については3か月に1回見直しします。初回はエントリーシートの提案内容で、それ以降は活動への参加状況を考慮して決定します。

支給期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日までの1か年度です。

(3) 返還

3カ月以上計画に則った、地域での活動を行わなかった場合、面談を行い、活動補助金の返還をしていただくことがあります。

(4) 退団について

「サコラボ」から退団する際は、退団希望日の原則1か月前に事業主体に申し出をして下さい。なお、退団を以て補助金の支給を停止します。

(5) その他

本事業が終了となった場合には、補助金の支給は別途協議になります。

5 居住する場合

(1) 入居する住戸

左近山団地 1 街区内の対象住戸を内覧の上、選択していただきます。(参考：別図)
契約者が35歳以下の場合、U35割を適用し、家賃が2割引きになります。

(2) 入居時期

エントリーシートに希望日を記入してください。

(3) 契約

- ・入居者は、UR 都市機構と入居の契約を行います。
- ・入居者は、1 か月以上の予告期間をもって契約解除届を提出することにより、契約の解約申入れができます。

(4) 敷金・家賃・共益費

ア 敷金

- ・敷金は家賃の 2 か月分です。

イ 家賃・共益費

- ・家賃および共益費を UR 都市機構にお支払いいただきます。なお、家賃は通常の家賃（共益費は含まない）から 2 割引の金額となります。（ただし 35 歳以下に限る）
- ・ルームシェアをする際は予めご相談ください。
- ・家賃の額は住戸によって異なります。
- ・家賃のほかに共益費（3,510円）の支払いが必要です。
- ・家賃および共益費の額は、毎年度改定されることがあります。
- ・電気・ガス・上下水道等の経費は入居者負担です。
- ・毎月の家賃および共益費は、UR都市機構の定める日に口座振替によりお支払いいただきます。ただし、初回は、入居初月分の日割り家賃および日割り共益費をUR都市機構の発行する振込票にてお支払いいただきます。

(5) 注意事項

住宅の申し込みにあたっては収入等の条件がありますが、学生の場合は所定の書類を親族が提出することで、申し込み資格が得られます。詳細は、別添資料「UR 住まいガイド」P. 80 をご確認ください。

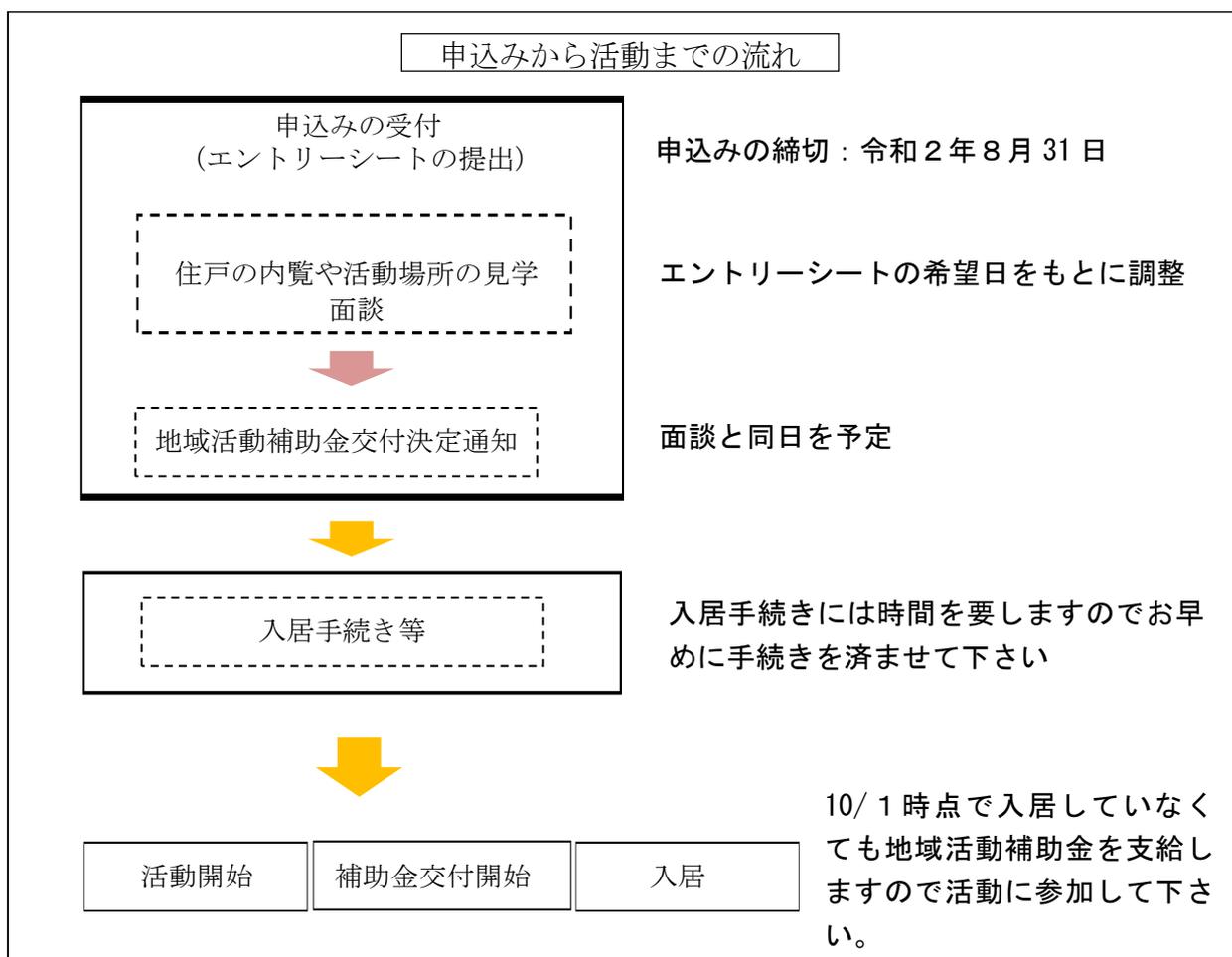
◎入居にあたっての注意

- (1) 団地内において、小鳥及び魚類以外の動物を飼うことはできません。
- (2) 住宅の全部又は一部を転貸したり、賃借権を譲渡したりすることはできません。
- (3) 退去時には、UR 都市機構が定める修理及び取替などが入居者の負担となります。
- (4) 住戸の様様替えまたは工作を希望する場合、あらかじめ所定の書類を UR 都市機構に提出の上、許可をとる必要があります。原則として、退去時に居住者負担で原状回復することが条件となりますが、原状回復が免除になるものもあります。また、原状回復を免除した様様替え等であっても、退去時にその部分に汚損、破損がある場合にはその補修費用の負担が必要になります。詳細は別冊「住まいのしおり」をご確認ください。
- (5) 居住者の責に帰すべき理由により賃貸住宅を汚損、破損もしくは滅失したとき、または UR 都市機構に無断で賃貸住宅の原状を変更したときは、直ちにそれを原状に回復していただきます。
- (6) 住戸はそれぞれ美観や補修内容が異なっており、現状有姿による入居となります。内覧時にご確認ください。
- (7) 管理は入居者が管理責任を負います。
- (8) その他住宅の使用方法等に関し、UR 都市機構の定めるルールを守っていただきます。詳細は入居者に選定されたときに配布する「住まいのしおり」をご確認ください。併せて、別紙 4 「UR 住まいガイド（抜粋）」を参照してください。

6 スケジュール（予定）

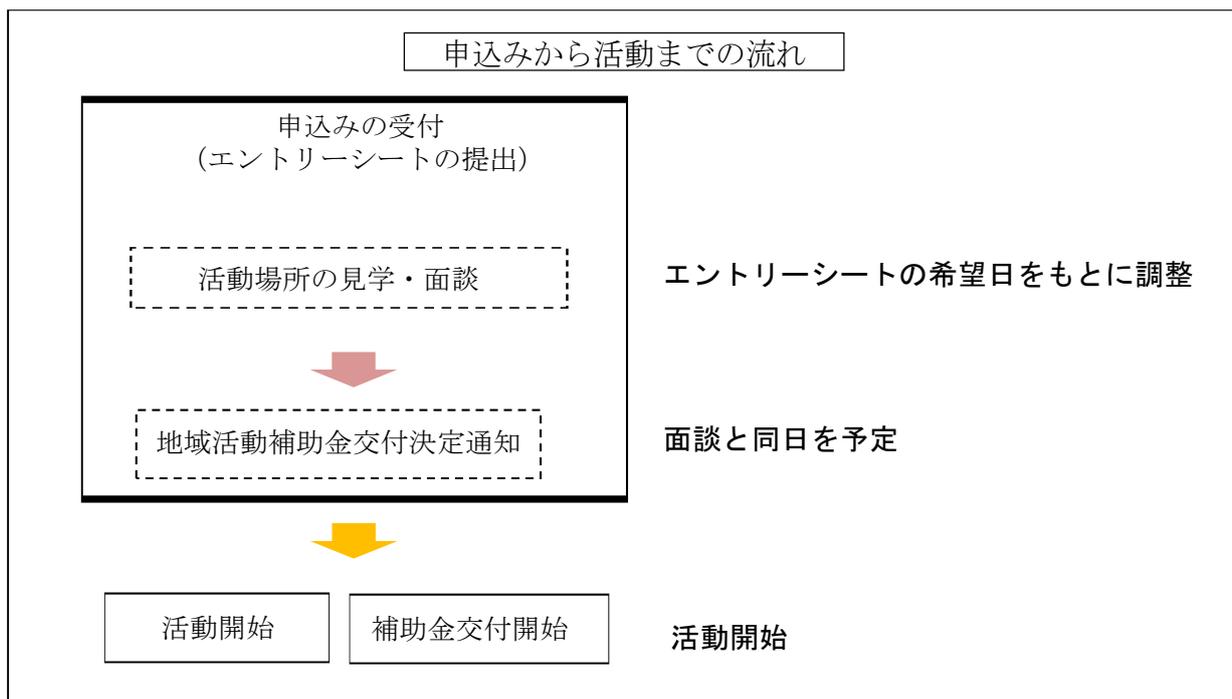
(1) 居住する場合

- ア 申込みの締切 : 令和2年8月31日（月）
- イ 住戸の内覧や活動場所の見学・面談 : エントリーシートに希望日を記入
- ウ 入居予定者の決定（補助金の交付決定） : 面談と同日を予定
- エ 入居手続き : 9月中旬～下旬
- ※入居手続きはUR都市機構と進めます。
- エ 活動開始 : 令和2年10月1日



(2) 居住しない場合

ア申込みの締切	: 令和2年8月31日(月)
イ活動場所の見学・面談	: エントリーシートに希望日を記入
ウ補助金の交付決定	: 面談と同日を予定
エ活動開始	: 令和2年10月1日



令和2年度 左近山団地における大学生による地域支援事業
左近山団地地域インターン募集 エントリーシート
(地域活動補助金交付申請書)

フリガナ		性別	生年月日
氏名			<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成
フリガナ			
現住所			
連絡先	Eメール		
	電話		
所属	学部 大学院	学科	学生番号
希望するテーマ	<input type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 教育とアート		
居住の有無	<input type="checkbox"/> 居住する（※居住を希望する場合のみチェックして下さい）		
同居人の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り→ 同居人の氏名（ ）※ ※活動費補助の対象は、申込者に限られます。		
自治会活動への参加※ ※強制ではありません	<input type="checkbox"/> 自治会に加入し地域活動に積極的に参加します <input type="checkbox"/> 自治会には加入しません		

■ 申込み内容の確認

応募要項の内容を確認し、「令和2年度 左近山団地における大学生による地域支援事業 地域インターン」に申し込みます。また、地域活動補助金の交付を受けたいので申請します。

なお、申込者本人は市町村民税を滞納しておらず、また、暴力団員（※）ではありません。

※「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

■ 選定後の注意点

- ・活動を開始するため、既に参加しているメンバーに連絡先を共有させていただきます。
- ・広報のため、会議やイベント等活動の様子を写真撮影し、WEB等で公開させていただきます。

申込年月日 令和 年 月 日

(申込者署名)

1. 参加を希望する理由

2. ボランティアの経験

3. サコラボメンバーとして取り組んでみたいこと

4. (教育とアート枠希望のみ) 左近山小中学校で取り組むボランティア活動等

(1) 希望する活動をチェックして下さい

- 個人の得意分野を活かした授業の補助 (図工、体育等)
- 総合学習の補助
- 学校行事の参加、サポート
- その他 (自由に記載して下さい)

(2) 月に何時間参加可能か記入して下さい

_____ 時間程度

■日程調整

- ・ 住戸の内覧、活動場所の見学及び面談（3時間程度）希望日時を教えてください。
（第3希望まで）

第1希望日時	月 日 時
第2希望日時	月 日 時
第3希望日時	月 日 時

■入居希望日（※入居する場合）

[]

※契約から入居まで時間を要しますのでお早めに手続きを進めて下さい

以上

左近山団地の概要 と これまでの取組み

2

対象となる旭区の大規模団地

旭区

若葉台
西ひかりが丘
ひかりが丘
千代台
竹ノ山
くぬぎ
南台ハイツ
希望ヶ丘
左近山

凡 例	
	市営住宅 (直接建設) (改良住宅を含む)
	県営住宅 (改良住宅を含む)
	神奈川県住宅供給公社住宅
	UR都市機構
	区界
	駅界
	鉄道
	駅から500m
	駅から1km
	駅から15分圏

若葉台団地

左近山団地

	若葉台団地	左近山団地	ひかりが丘団地	西ひかりが丘団地
分譲・賃貸(合計戸数)	分譲・賃貸等(6,302戸)	分譲・賃貸(4,797戸)	賃貸(2,325戸)	賃貸(961戸)
開発時期(設置者)	昭和54年～(県公社)	昭和43年～(UR)	昭和43年～(市)	昭和45年～(UR)
最寄駅へのアクセス	市営バス十日市場駅行 13分	相鉄バス二俣川駅行 16分	相鉄バス鶴ヶ峰駅行 15分	相鉄バス鶴ヶ峰駅行 15分

団地の概要

3



中層住宅主体の街並み



豊かな外部空間

- 約54ha 団地内のバス停6カ所
(東西約1.3km南北約0.8km)
- 起伏に富む地形
(高低差最大約15m)
- 間取り、床面積：
1LDK～3DK 41～56㎡

バス交通

4



二俣川駅南口→左近山第一
7～8時 13本 約16分

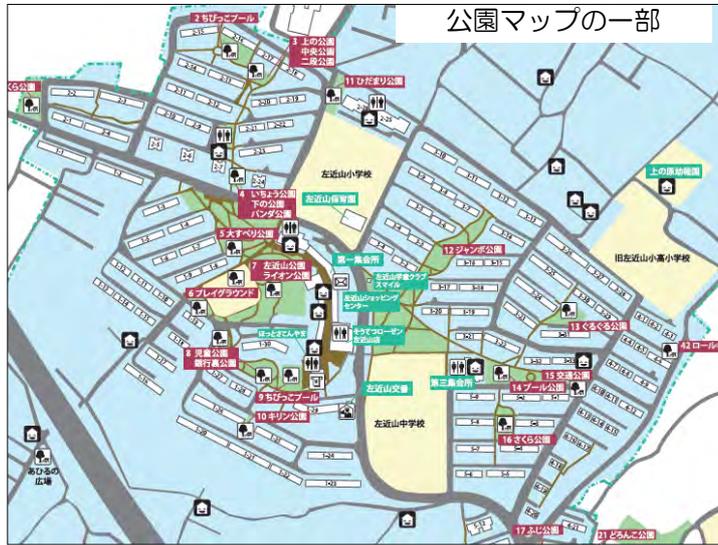
東戸塚駅西口→左近山第6
7～8時 6本 約22分

左近山第一→左近山第6
約5分

豊かなオープンスペース

5

広場・プレイロット・ちびっこプールなどが 計43カ所



団地中心部に位置する広場



ちびっこプール



プレイロット

都市機能の配置

6



医療関係施設
左近山中央診療所
(内科,呼吸器科,消化器科,循環器科,
小児科,整形外科,リウマチ科)



医療関係施設
左近山訪問看護ステーション



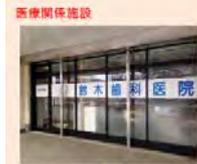
コミュニティ拠点
ほっときこんやま

賃貸住宅エリア（2カ所）の商店街

- ・スーパーなどの物販店舗
- ・医療、福祉
- ・子育て支援拠点、
コミュニティ拠点など



コミュニティ拠点
あんさんぶん



医療関係施設
鈴木歯科



子育て関係施設
旭もえぎ
(放課後等デイサービス)

これまでの取組① オールさこんやま立上げ 7

平成25年5月 NPO法人オールさこんやまの立ち上げ

目的 左近山周辺地域の居住者及び会員の相互扶助のもと
全世代にわたる生活支援等のふれあい助け合いを実施、
 地域及び社会における福祉の推進と公益への貢献を図る

主な取組

- コミュニティレストラン
ほっとさこんやま
 (平成26年4月開所)
- 小中学生の学習支援
 「わかば教室」、「さくら教室」
- 子育てママのキッズサロン
- おでかけワゴン
 (平成29年9月試行運転開始)



これまでの取組② パークプロジェクト 8

- 平成28年1月、市内初、住民主催によるコンペにより計画案を決定
- 平成29年6月、オープニングイベント
- 平成30年5月、広場を活用した結婚式



間取りの例



※反転タイプとなる場合がございます。
※図面と実際の住宅が異なる場合については、
現状を優先させていただきます。



キッチン



リビングダイニング



お風呂

部屋の様子(例)

入居大学生の取組



事業の概要

平成29年3月、この団地において、
生活支援の充実や地域コミュニティの活性化を図るため、
 横浜国立大学、UR都市機構及び旭区は、
大学生がUR賃貸住宅に居住しながら地域活動に参加
 する事業を行うこととしました。



【入居状況】
 平成29年度
 9月以降、4名
 平成30年度
 2月以降、5名

平成30年度 新たなまちの魅力づくり



← ビアガーデンイベント
H30.5、7（毎回50名以上参加）
↓ 流しそうめん H30.8
（60名参加）



断熱改修ワークショップ
H30.11（7名参加）
左近山料理教室
H31.2（9名参加）

令和元年4月 サコラボ始動

ニーズと現状の分析

- さくら教室で先生をしてほしい
- 中学校で勉強のアドバイスをしてほしい
- さこのみをしてほしい
- 商店街のイベントの手伝いをしてほしい など



左近山をふるさとにしよう

令和元年6月 サコノミ始動

サコノミとは？

- ・国大生企画のビアガーデンイベント
- ・左近山ショッピングセンターとのコラボ
- ・夜の居場所を提供



令和元年 8月 U25左近山会議

- ・左近山に住んでいる大学生を発掘するイベント
- ・左近山について語る
- ・左近山のいいところを共有する



令和元年10月 サコノミ

- ・6月からの継続イベント
- ・商店街とのコラボ
- ・多くの人にプロモーション（全戸配布・TV出演）
- ・ボランティアも主体になる
- ・新しさを追加して多くの人を呼び込む（おでん・熱燗）



令和元年11月 ココタノ 視察（富士見台団地）

- ・学生主体の団地活性化の事例視察
- ・左近山を客観視する機会



令和元年12月 ガーランドワークショップ

- ・12月21日のイベントへのきっかけ作るイベント
- ・子供向けのイベント

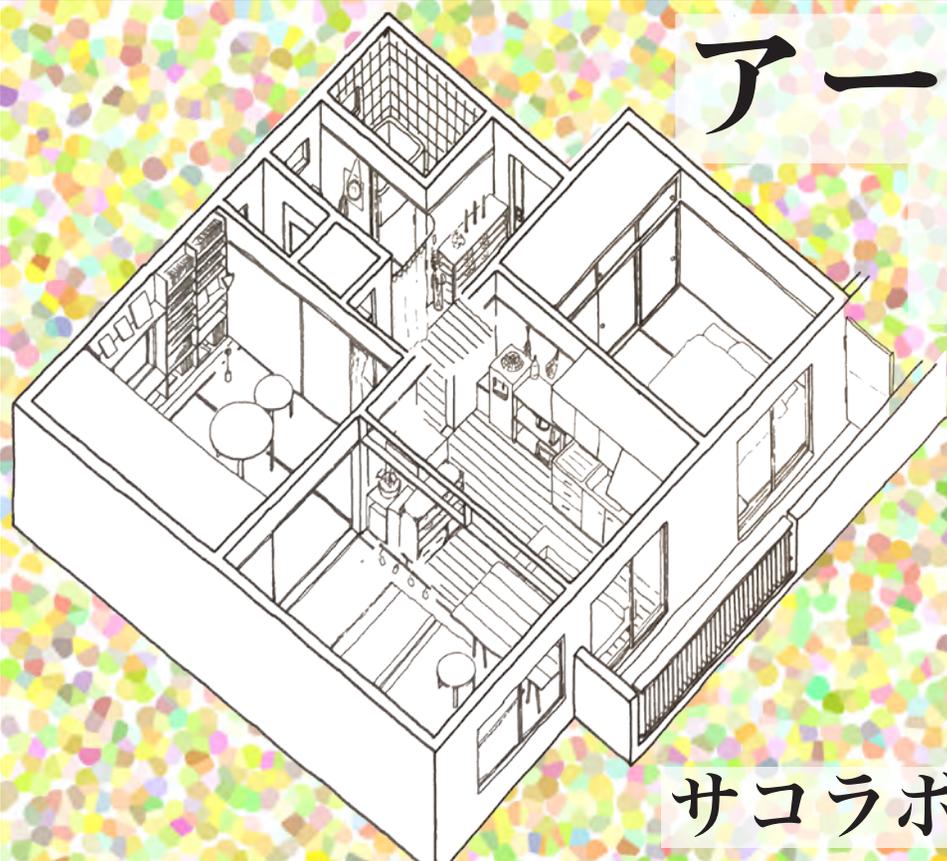


令和元年12月 カレー屋台出店

- ・左近山に住んでいない学生主体のイベント
- ・左近山に関わる人の増加



アート・教育 × 国大生 × 団地



サコロボメンバー募集中



通学中の小学生にあいさつ運動を実施



居住学生の部屋から見る景色



「jimotto」出演時

■サコロボって、何？

左近山団地と横浜国立大学のコラボにより左近山の活性化に取組む、横浜国立大学の学生グループ。「若者も主役になれるまち」目指して現在7名で活動中。

facebook で情報発信中！
質問はメッセージャーへ

サコロボ

国大生と左近山の
コラボでミライを
デザインします。



■補助金

※活動内容 ・小中学校でボランティア（部活のお手伝いなど）
・家族で楽しめるようなアート系イベント開催

- ・居住学生：毎月 2.5 万円を支給 +U35 割 (35 歳以下は家賃 2 割引) (※活動開始 10 月～)
 - ・非居住学生：上限毎月 1.5 万円を支給
- 商店街で通学中の小学生にあいさつ運動を実施中！

■事業概要

本事業は横浜国立大学と UR 都市機構及び横浜市旭区との協働事業です。平成 29 年度より横浜国立大学の学生が左近山団地に入居して、地域活動や学生主催のイベント等を開催しています。令和 2 年から居住せずに活動する学生も含めて募集します。

※左近山団地は昭和 43 年に建てられた総住戸約 4600 戸の横浜有数の大規模団地で、現在は約 9000 人が暮らしています。

■申込み

アート・教育枠残り 3 名 (先着順)

※詳細は応募要項をご確認下さい。

①募集期間：令和 2 年 8 月 31 日迄
(定員に待たない場合随時募集)

メール、郵送、持参にて対応可です



※応募要項はこちら

■左近山団地へのアクセス

相鉄線二俣川駅からバス約 15 分、横浜国立大学から原付バイクで約 20 分

問い合わせ先

横浜市旭区役所区政推進課

大規模団地再生担当 馬立、中島

メール：as-kikaku@city.yokohama.jp

電話：045-954-6027

令和 年 月 日

様

特定非営利活動法人 オールさこんやま



令和2年度

左近山団地における大学生による地域支援事業
地域活動補助金交付決定通知書（居住する場合）

令和 年 月 日に申請のありました地域活動補助金について、交付することを決定したので通知します。但し、UR 都市機構との契約書の写しを提出することが条件です。

1 地位活動補助金 交付決定額

月額¥25,000円

2 交付期間

令和2年 月 日から令和3年3月31日まで

連絡先 〒241-0831 横浜市旭区左近山1-31-101

ほっとさこんやま

電話 744-6585

ファックス 同左

令和 年 月 日

様

特定非営利活動法人 オールさこんやま



令和2年度

左近山団地における大学生による地域支援事業
地域活動補助金交付決定通知書（居住しない場合）

令和 年 月 日に申請のありました地域活動補助金について、交付することを決定したので通知します。

1 地位活動補助金 交付決定額

月額¥ 円

2 交付期間

令和2年 月 日から令和3年3月31日まで

連絡先 〒241-0831 横浜市旭区左近山1-31-101

ほっとさこんやま

電話 744-6585

ファックス 同左

UR

神奈川県で理想の暮らしを探すなら

住まいガイド

先着順受付
対象物件のご案内

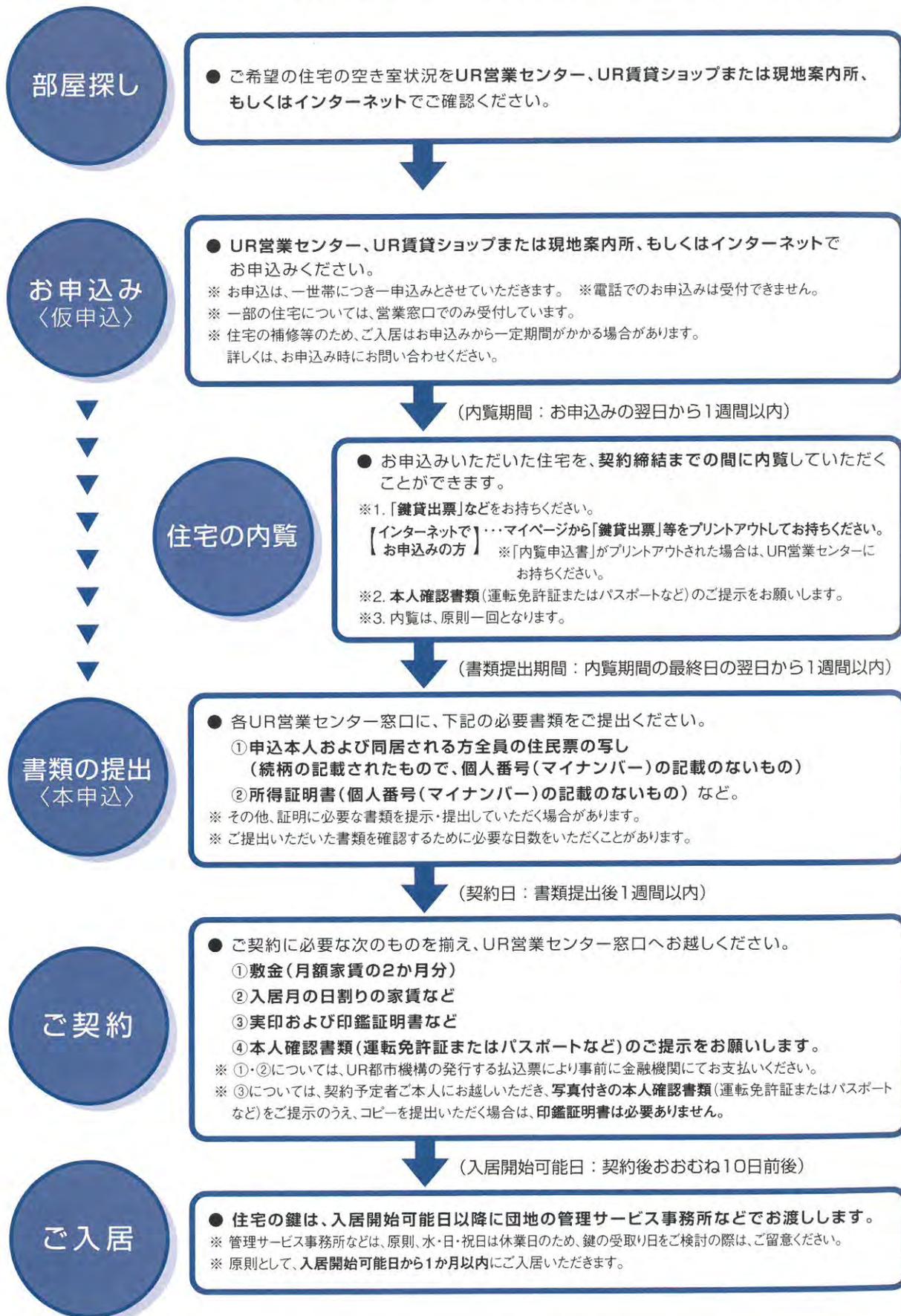
神奈川県版



UR 賃貸住宅

ご入居までの流れ

UR営業センター、UR賃貸ショップまたは現地案内所、そしてインターネットの中から、お客様のご都合に合わせて、お好みの方法でお部屋探しができます。お申込みからご入居までの流れは、おおむね以下のとおりです。



□注意 お申込みからご入居について、当ページに記載していない詳細な規定などがあります。詳しい内容や提出物などについては、各UR営業センターなど営業窓口でご確認ください。

お申込み資格

次の1～5の条件をすべて満たす方がお申込みいただけます。

1 申込者本人の平均月収額が基準月収額以上ある方

<平均月収額について>

給与収入や事業所得、不動産所得、雑所得(年金等)など、将来も継続すると認められるもので、原則として過去1年間の合計額を12で割った額をいいます。また、いずれも課税対象となっているもの、かつ、証明できるものに限ります。

<基準月収額について>

●世帯でお申込みの場合

家賃額	基準月収額
82,500円未満	家賃額の4倍 (例)家賃額6万円の住戸の基準月収額は家賃の4倍の24万円です。
82,500円以上 20万円未満	33万円(固定額)
20万円以上	40万円(固定額)

●単身者でお申込みの場合

家賃額	基準月収額
62,500円未満	家賃額の4倍 (例)家賃額5万円の住戸の基準月収額は家賃の4倍の20万円です。
62,500円以上 20万円未満	25万円(固定額)
20万円以上	40万円(固定額)

※申込者本人の平均月収額が基準月収額に満たない場合でも、80ページ「収入の特例」に記載の条件を満たしていればお申込みできます。

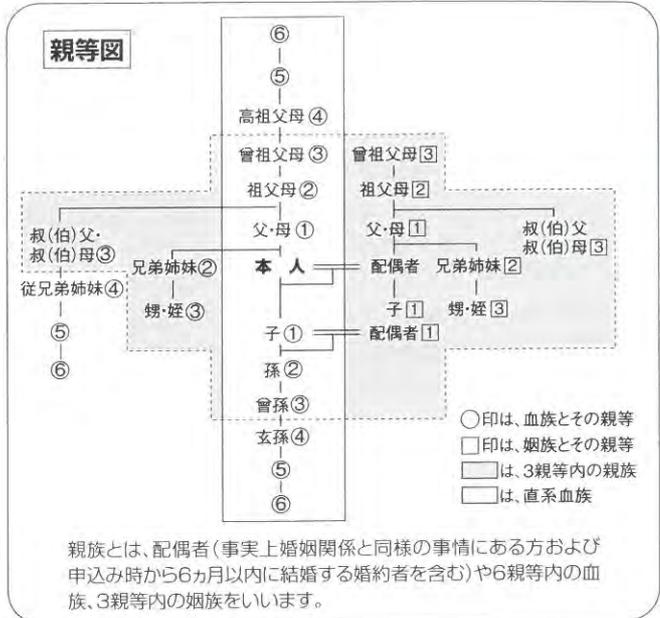
2 日本国籍の方、またはUR都市機構が定める資格を持つ外国籍の方で、継続して自ら居住するための住宅を必要とする方

※申込者本人が「自ら居住」できない単身赴任者の場合でも、79ページ「単身赴任世帯のお申込みについて」に記載の条件を満たしていればお申込みできます。

※外国籍の方の申込資格については、79ページ「外国籍の方の申込資格について」に記載の条件を満たしていればお申込みできます。

3 単身者もしくは現に同居し、または同居しようとする親族のある方

詳しくは、右上の「親等図」をご覧ください。



<常時介護が必要な方の単身入居について>

身体上または精神上に著しい障がいがあるため常時介護が必要な方は、介護を行う親族の同居が必要となります。なお、常時介護が必要な障がい者のためのサービスを利用するなど、必要な介護を受ける場合は単身入居が可能な場合もあります。

4 申込者本人を含めた同居世帯全員が、UR都市機構が定める入居開始可能日から1か月以内に入居でき、物件内で円満な共同生活を営むことができる方

5 申込者本人を含めた同居世帯全員が暴力団員または次の(1)から(4)に該当しない方

- (1) 自己もしくは第三者へ不正に利益を図る目的や、第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用するなどしている者
- (2) 暴力団や暴力団員に対して資金などを供給、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力、もしくは関与している者
- (3) 暴力団または暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (4) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

※暴力団・暴力団関係者のUR賃貸住宅へのご入居、また、UR賃貸住宅を暴力団事務所として使用することは禁止しています。
※UR賃貸住宅のご契約にあたり、「反社会的勢力ではないこと等に関する表明確約書」に記名・押印していただきます。

※本項の暴力団および暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の規定によります。

<注意事項>

- (1) 両親の一方と同居、または夫婦を分割してのお申込みなど、家族を不自然に分割して同居しようとするお申込みはできません。
- (2) 入居するUR賃貸住宅は、生活の本拠としてご使用いただきます。
- (3) UR都市機構(債権を継承した者を含む)に対し、未払い金のある方(その同居人を含む)はお申込みできません。また、過去にUR都市機構の住宅(旧公団住宅を含む)において、家賃などの滞納や近隣迷惑行為、動物飼育などの契約違反、または申込書などへの虚偽の申告・記載があった方は、申込み受付後でも契約をお断りする場合があります。
- (4) 各種制度を利用する場合は、それぞれ適用要件および必要書類が異なります。詳しくはUR営業センターなどにお問い合わせください。

<外国籍の方の申込資格について>

都市機構賃貸住宅賃貸借契約の内容を十分に理解できる方で、次のいずれかに該当する方が申込み資格を有します。

- (1) 在留資格が永住者、外交、公用の方(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という)第22条第2項または第22条の2第4項の規定による)
- (2) 特別永住者の方(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条、第4条及び第5条の規定による)
- (3) 中長期在留者の方(入管法第19条の3の規定による)

<単身赴任世帯のお申込みについて>

申込者本人が赴任期間中に自ら居住できない場合も、次の条件をすべて満たせばお申込みいただけます。

- (1) 申込者本人が単身赴任となり、留守家族のためにお申込みされる方
- (2) 留守家族の居住地およびお申込みの住宅から、単身赴任後の勤務先への通常の時間帯における最短所要時間が、片道2時間以上を要する方
- (3) 留守家族は、原則として配偶者または直系親族で、うち1人は満18歳以上かつ単身赴任前に単身赴任者と同居していた方

※書類提出の際に別途、勤務先との勤務関係および通勤時間について、UR都市機構所定の各種書類が必要となりますので予めご了承ください。

<UR賃貸住宅にお住まいの方、またはUR都市機構の住宅や宅地(旧公団が分譲または賃貸により供給したものを含む)を所有もしくは賃借している場合について>

上記の方でもUR賃貸住宅にお申込みいただけますが、以下の点にご注意ください。なお、同居予定者が所有または賃借している場合も同様の取扱いとなります。

- (1) UR賃貸住宅にお住まいの方が新たに別のUR賃貸住宅にお住まいいただく条件として、新たにご契約いただく住宅の入居開始可能日から1か月以内に現在お住まいの住宅を解約し、退去していただく必要がございます。なお、現在お住まいの住宅と新たにご契約いただく住宅は賃貸借契約が異なるため、家賃など支払いの重複期間が生じる場合があります。
- (2) 制約期間中のUR都市機構の分譲住宅や分譲宅地を所有している方、または分譲宅地を賃借している方がUR賃貸住宅を契約する条件として、現在所有している分譲住宅および分譲宅地または分譲宅地にかかる定期借地権をあらかじめUR都市機構の承諾を得た上で、今回ご契約いただく住宅の入居開始可能日から1年以内に譲渡していただく必要があります。なお、このUR都市機構の承諾は、譲渡についてやむを得ない事情がある場合に限られます。
- (3) 上記(1)および(2)に基づき、契約時に誓約書(実印使用)などを提出していただきます。

※制約期間中とは、分譲住宅にあっては住宅等の引渡し後5年間(ただし、譲渡代金支払いの完了が住宅等の引渡し後5年を超えるときは、当該支払いが完了するまでの間)、分譲宅地にあっては買戻等期間中(ただし、譲渡代金の支払いの完了が買戻等期間を超えるときは、当該支払いが完了するまでの間)のことをいいます。

※マルチハビテーション制度、複数戸賃貸制度を利用する場合は上記の限りではありません。

収入の特例

<家賃等の一時払い制度について>

一定期間の家賃と共益費を一時払い(前払い)することで、その期間中、割引した家賃等でお住まいいただけます。この制度をご利用いただく場合は、78ページ記載のお申込み資格「1」に定める収入要件は問いません。

(1)一時払い期間

入居開始可能日が属する月の翌月から1年単位(最長10年間)

(2)家賃等の割引

一時払い期間に応じてUR都市機構が定める割引率で家賃等が割引かれます。

(3)契約書

住宅の賃貸借契約とは別に「家賃等の一時払い」契約を締結いたします。

(4)注意事項

- ・一時払い期間終了後は、毎月の家賃等をUR都市機構が指定する金融機関での口座振替、または再度「家賃等の一時払い」契約を締結して一時払いを行うか選択することができます。
- ・やむを得ない事情が生じた場合を除き、一時払い契約を途中で解約することはできません。
- ・一部、当制度と併用できない制度や住宅があります。

<貯蓄基準制度について>

申込者本人の貯蓄額が、基準貯蓄額(月額家賃の100倍)以上ある場合、78ページのお申込み資格「1」に定める収入要件を満たさない場合も、それに代えることができます。

(1)基準貯蓄額

月額家賃の100倍

(例)月額家賃6万円の場合は600万円

(2)貯蓄額

金融機関の預貯金の合計額をいいます。ただし、一部対象外があります。

<収入基準の特例について>

以下の1~3の諸条件のうち、いずれかを満たしていればお申込みできます。また、収入合算者、家賃補給者および扶養等親族の収入や貯蓄を証明する書類並びにお申込み本人との続柄等を証明する書類など、各種書類が必要となります。

1 申込者本人の平均月収額が基準月収額の1/2以上ある場合

(1)同居親族の収入と合算して、合計額が基準月収額以上であること

(2)平均月収額が世帯用住宅の基準月収額の1/2以上ある同居を伴わない親族から、申込者本人の月額支払家賃不足分の補給を受けられること

(3)勤務先から申込者本人の月額支払家賃不足分の補給を受けられること

(4)申込者本人の貯蓄額が基準貯蓄額の1/2以上あること

2 申込者本人の貯蓄額が基準貯蓄額の1/2以上ある場合

(1)同居親族の貯蓄と合算して、合計額が基準貯蓄額以上であること

(2)同居を伴わない親族からの貯蓄の補給額と合算して、合計額が基準貯蓄額以上であること

(3)申込者本人の平均月収額が基準月収額の1/2以上あること

3 申込者本人の平均月収額や貯蓄額が基準月収額および基準貯蓄額の1/2以上ない場合

高齢者・障がい者・父子母子世帯・満18歳以上の学生の方は、以下の条件を満たす場合、平均月収額や貯蓄額が基準月収額および基準貯蓄額の1/2に満たなくてもお申込みできます。

(1)扶養等親族の平均月収額が基準月収額以上あること、または貯蓄額が基準貯蓄額以上あること。ただし、扶養等親族がUR賃貸住宅に居住している場合は、次の①から③のいずれかを満たす必要があります。

①平均月収額が各住宅の基準月収額の合計額以上であること

②貯蓄額が各住宅の基準貯蓄額の合計額以上であること

③平均月収額がいずれか一方の住宅の基準月収額以上、かつ、貯蓄額がもう一方の住宅の基準貯蓄額以上あること

(2)扶養等親族が、申込者本人と連帯して家賃等支払いの責を負うことを確約し、UR都市機構と「覚書」(実印使用・印鑑登録証明書添付)を交換すること

<高齢者・障がい者・父子母子世帯・満18歳以上の学生について>

次のいずれかに該当する方をいいます。なお、これらを証明する書類などが必要です。

(1)高齢者の方

申込み日現在において満60歳以上の方

(2)障がい者の方

①身体障がい者手帳の交付を受けている1~4級の障がいがある方

②療育手帳の交付を受けている重度の障がいがある方で、常時介護を要する方。または、児童相談所や知的障がい者更生相談所、精神科医などから、重度の知的障がいまたはこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。これらの方については、介護を行う親族の同居が必要となります。なお、常時介護を必要とする障がい者のためのサービスなどを利用するなどして必要な介護を受ける方については、単身入居が可能な場合もあります。

(3)父子母子世帯の方

①配偶者がおらず、かつ妊娠している単身者の方

②満20歳未満の子と現に同居かつ扶養している、配偶者のいない父親または母親の方

※①②とも、同居親族(ただし配偶者は除く)がいる場合でも対象となります。

(4)大学・高等専門学校・専修学校に在学する満18歳以上の方(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条の規定による)

<扶養等親族について>

家賃などを一部または全部負担していただく直系血族、または扶養義務を負っている3親等内の親族をいいます。

本申込に必要な書類

1 賃貸住宅入居申込書(UR都市機構指定様式)

UR営業センターなどでご記入いただけます。

2 住民票の写し

申込者本人および同居親族全員のもので、続柄が記載されたものが必要です。なお、申込者本人との続柄が確認できない場合、続柄を確認できる戸籍謄本などが併せて必要となります。
※原本(3か月以内に取得したもの)とし、マイナンバー(個人番号)の記載がないものをご提出ください。また、特に申出がない場合「続柄」は記載されないため、住民票の交付請求をされる際は、必ず「続柄が必要である」旨を申請書に記入してください。

※外国籍の方は、特に申出がない場合、記載事項を省略されることがあります。住民票の交付請求をされる際は、必ず以下の事項が必要である旨を申請書に記入してください。

- ①氏名(住民票に通称が記載されている場合は、氏名および通称)
- ②出生の年月日
- ③男女の別
- ④世帯主(世帯主でない場合は世帯主の氏名および世帯主との続柄)
- ⑤住所
- ⑥国籍・地域
- ⑦外国人住民となった年月日
- ⑧中長期在留者などである旨
- ⑨在留カードに記載されている在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カードの番号など

3 収入を証明する書類

お客様の収入形態により必要書類が異なります。なお「家賃等の一時払い制度」をご利用される方は、収入を証明する書類は必要ありません。

(1)給与収入の方 ※①および②の書類が必要です。

①前年分の源泉徴収票

※原本(社印が押印されているもの)とし、マイナンバー(個人番号)の記載がないものをご提出ください。また、給与支払元が個人事業主の場合は、実印での押印および印鑑証明書を添付していただきます。

※採用後1年に満たない方は、UR都市機構指定様式の収入証明書をご利用ください。また併せて、社員証・健康保険証などの写しをご提出いただけます。

②本年度の課税証明書または本年度の住民税決定通知書

※市区町村が発行する昨年の収入が記載されているものをご提出ください。本年度の課税証明書および住民税決定通知書が発行されない期間は、取得可能な最新のものをご提出ください。なお、市区町村により名称が異なる場合があります。

(2)個人事業主の方

前年分の納税証明書(その2)

※原本(所管税務署長発行のもの)をご提出ください。

(3)年金所得者の方

公的年金証書または年金振込通知書等

※原本およびコピーをご提出ください。なお、年金振込通知書については、最新のものをご提出ください。

(4)貯蓄基準をご利用される方

残高証明書

※残高は円預金とし、金融機関での発行後7日以内の、直近の残高が証明できるものをご提出ください。

4 その他、証明に必要な書類

上記書類のほか、証明に必要な書類を提示・提出いただく場合があります。

※提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

※書類に虚偽の申告記載があった場合は、ご契約をお断りします。

※ご不明点は、UR営業センターなどにお問い合わせください。

<個人情報(マイナンバー)の取扱いについて>

個人番号が記載される可能性のある書類(源泉徴収票、住民票など)をご提出される場合は、以下の点についてご注意ください。

(1)個人番号が記載されていない書類をご提出ください。

(2)やむを得ず個人番号が記載されている書類をご提出される場合は、個人番号が記載されている部分の表面および裏面を油性マーカーなどで塗りつぶした上で、ご提出ください。

ご契約に必要な書類等

UR賃貸住宅には、UR都市機構で定める賃貸借契約書による契約を締結したうえでご入居いただきます。ご契約時に必要なものは以下のとおりです。

- (1) 賃貸借契約書(事前に必要事項をご記載いただきます)
- (2) 敷金(月額家賃の2か月分)
- (3) 入居月の日割り家賃および共益費
- (4) 実印および印鑑証明書(3か月以内に取得したもの)(押印の習慣がない外国籍の方は、領事館などが発行する「署名の証明書」)
- (5) お越しいただいた方の本人確認書類(運転免許証またはパスポートなど)
- (6) その他、証明に必要な書類

※(2)・(3)については、UR都市機構の発行する払込票により事前に金融機関でお支払いください。

※(4)については、契約予定者本人にお越しいただき、写真付きの本人確認書類(運転免許証など)を提示のうえ、コピーを提出いただく場合は、印鑑証明書などの提出は必要ありません。

※契約の締結場所は、103～112ページに記載する営業窓口のうち、**契**マークのある営業センター、賃貸ショップです。

賃貸借契約の主な内容

- (1) 入居日
UR都市機構で定める入居開始可能日から1か月以内にご入居していただきます。
- (2) 敷金などのお支払い
家賃2か月分の敷金*1、入居開始可能日が属する月の家賃および共益費*2の日割額をお支払いいただきます。
- (3) 家賃などの支払期日
毎月の家賃および共益費は、UR都市機構の定める日までに口座振替によりお支払いください。
- (4) 修理義務
賃貸住宅について、UR都市機構が定めるものの修理および取替えなどは入居者負担となります。ただし、退去時の修理または取替えについては、下記(5)に該当する場合を除き、ご負担いただく必要はありません。
- (5) 原状(入居時の住宅の状態)回復義務
居住者の責に帰すべき理由により賃貸住宅を汚損や破損、滅失、またはUR都市機構に無断で賃貸住宅の原状を変更したときは、直ちにそれを原状に回復していただきます。

- (6) 転貸(また貸し)の禁止
住宅の全部や一部の転貸、および賃借権の譲渡は禁止しています。
- (7) 動物飼育の禁止
物件内において、小鳥や魚類以外の動物を飼うことはできません。※3
- (8) ルールの遵守
住宅の使用方法などに関し、UR都市機構の定めるルールを守っていただきます。

※1 敷金は、家賃支払いや損害の賠償、債務などを担保するために家賃の2か月相当額をお支払いいただくもので、退去時までお預かりする期間の利息などは一切付加いたしません。

※2 共益費とは、共用部分の維持・運営をするために毎月お支払いいただく費用です。なお、物価の変動などで、その額を改定する場合があります。主な用途については83ページをご覧ください。また、UR都市機構は毎年1回、共益費について、当年度の運営計画と前年度の収支状況を文書でお知らせしています。

※3 身体障がい者補助犬法に定める盲導犬や聴導犬、介助犬については、原則として、UR賃貸住宅内で使用することができます。

ご入居後の家賃などのお支払い方法

入居開始可能日(賃貸借契約書に記載)の翌月以降の家賃と共益費は、UR都市機構の指定する金融機関において、UR都市機構の定める日に預金口座振替によりお支払いいただきます。

物件の管理・修繕について

UR都市機構では、以下のような体制で物件の管理・修繕、および皆さまの快適な共同生活のお手伝いをしています。

■物件の管理

UR都市機構の物件管理の組織として、本社および各本部・支社に住宅経営部、地域別に一定の範囲の物件を管理する住まいセンターなどがあり、ご入居の皆さまと直接のつながりのあるほとんどの事柄は、住まいセンターなどが対応します。また、各物件には一部を除いて管理サービス事務所が設けられており、管理主任や窓口案内者(ゆあ~メイト)が皆さまの直接の窓口となります。

■管理サービス事務所・管理事務所

管理サービス事務所・管理事務所は、住まいセンターなどから派遣された管理主任が巡回し、ご入居の皆さまの窓口となっております。管理サービス事務所には、管理主任のほかには物件の戸数などを勘案し、必要に応じて窓口案内者(ゆあ~メイト)・管理連絡員を配置し、皆さまからのご相談に応じております。

■住宅の損耗について

UR都市機構では生活に差し支えないように補修しておりますが、空家住宅は建築後の年数などによって損耗いたします。また、リニューアル住宅においても、設備などを再利用している場合がございます。多少のしみや汚れはご了承くださいませ。

■物件の修繕・改良など

●修繕

住宅などの傷み具合を常時把握し、その状況によって修繕を適切に行うために、外壁、屋上防水、給排水管、道路、遊戯施設などの共用部分の各種部材などを随時又は定期的に、点検、調査しております。そこで発見された傷みについては、必要に応じてその都度修繕することとしております。

また、住宅内につきましては、ご入居の皆さまの負担によるものを除いて、皆さまからのお申し出により、その原因、状況を調査したうえで、必要に応じてその都度修繕いたします。これら修繕のほか、住宅の耐用の延伸などのための必要な修繕について、修繕周期などの基準を定めて計画的に修繕することとしています。

●団地環境整備

広場や遊戯施設、樹木や芝生などのほか、居住者の皆さまの利便に供するため、集会所、駐車場、自転車置き場などの施設を設けております。これらの施設も、そのときどきの生活水準、住まい方、周辺環境の変化などに応じていくために、再整備を必要とするものがあり、これらの屋外施設の整備を進めております。UR都市機構では、これを「団地環境整備」といい、個々の物件の状況に応じて計画的に実施しております。

■共益費の使途

皆さまからいただいた共益費は、以下のような費用に使われます。

- (1) 共用灯、外灯に要する電気料及び共用水栓の水道料
- (2) ゴミ処理に要する費用
- (3) 給水施設、汚水処理施設、排水施設及び砂場などの遊戯施設の維持運営に要する費用
- (4) 共用部分の清掃費(原則として、中層住宅の階段室を除く)
- (5) 道路、芝生、樹木などの清掃、手入れ、消毒に要する費用
- (6) その他ご入居の皆さまの共通の利益を図るために、UR都市機構が特に必要と認められたものに要する費用

物件内での自動車の保有

物件内には若干の有料駐車場を設置しておりますが、すでにお住まいの方がご契約されていることが多いため、ご入居後すぐにご利用いただくことは困難な場合がございます。このような場合には、物件外に駐車場を確保していただくこととなります。なお車庫法により、半径2km以内であれば、保管場所として認められます。

物件内はすべて駐車禁止となっております。ご注意ください。

UR賃貸住宅内の駐車場の管理運営について

物件内の駐車場(一部を除く)については、UR都市機構が管理運営を行っています。

駐車場の管理運営については下記までお問い合わせください。

① 横浜住まいセンター 045-312-1131(代表)

音声ガイダンス[2]を選択

横浜市(鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区・保土ヶ谷区・港北区・旭区・緑区・瀬谷区・都筑区・青葉区・青葉台のみ)、川崎市(川崎区・幸区・中原区・高津区)内の物件

② 神奈川西住まいセンター 0466-26-3110(代表)

音声ガイダンス[2]を選択

厚木市・大和市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・横浜市(青葉区・青葉台を除く)・川崎市(宮前区・多摩区・麻生区)・相模原市・海老名市・座間市内の物件

③ 横浜南住まいセンター 045-835-0061(代表)

音声ガイダンス[2]を選択

横浜市(磯子区・金沢区・戸塚区・港南区・栄区)・横須賀市内の物件

営業時間:月曜日から土曜日

午前9時30分~午後5時30分

休業日:日曜日・祝日・年末年始

※UR都市機構は管理業務の一部を業務委託により実施しています。

	近居割 NEIGHBORS DISCOUNT	U35割 AGE 35 or UNDER DISCOUNT	そのママ割 SONO MAMA DISCOUNT	子育て割 CHILD CARE DISCOUNT
おトクの内容	募集家賃の5%減額	3年間の定期借家契約で、契約の更新が無い代わりに通常よりお家賃が抑えられます。どれだけおトクになるかは、URのウェブサイト、各店舗にてご確認ください。	3年間の定期借家契約で、契約の更新が無い代わりに通常よりお家賃が抑えられます。どれだけおトクになるかは、URのウェブサイト、各店舗にてご確認ください。	募集家賃の20%減額 ※減額上限2.5万円
契約形態	普通借家	定期借家(3年) ※契約期間の満了により、確定的に終了する契約です。	定期借家(3年) ※契約期間の満了により、確定的に終了する契約です。	普通借家
対象物件	詳細はURのウェブサイト、各店舗にてご確認ください。	詳細はURのウェブサイト、各店舗にてご確認ください。	詳細はURのウェブサイト、各店舗にてご確認ください。	詳細はURのウェブサイト、各店舗にてご確認ください。
入居要件	URの入居要件を満たすこと	URの入居要件を満たすこと	URの入居要件を満たすこと	下記条件に全て当てはまること ①URの入居要件を満たすこと ②子育て世帯または新婚世帯 ※配偶者を得て5年以内の世帯 ③世帯の所得合計が48.7万円/月以下であること
おトクの要件	3親等内の親族で、近居するどちらかが下記条件にあてはまる場合。 ①子育て世帯 ※満18歳未満の子を扶養している世帯(お申込時に妊娠している場合も対象) ②高齢者世帯 ※満60歳以上の方を含む世帯 ③障がい者世帯 ※4級以上の障がい者などを含む世帯	契約名義人の年齢が35歳以下の方(学生可)。同居できるのは、配偶者(年齢不問)もしくは35歳以下の親族に限る。	現に同居する満18歳未満の子を扶養している世帯。お申込時に妊娠している場合も対象。「子」には孫、甥、姪などの親族を含む。	下記条件に全て当てはまること ①子育て世帯または新婚世帯(お申込時に妊娠している場合も対象) ②世帯の所得合計が25.9万円/月以下であること
最長期間	5年間	3年間	3年間	①子育て世帯:6年 ②新婚世帯:3年 ③新婚世帯→子育て世帯へ切り替えた場合:9年
その他	毎年度減額要件の審査があります。要件を満たさない場合には減額終了となります。	UR賃貸住宅からの住替えの方はお申込みいただけません。	—	毎年度減額要件の審査があります。子育て世帯の場合、子が18歳に達した日の属する月末で減額終了となります。

※記載している情報は、2019年4月1日時点のものになります。最新の情報については各UR営業窓口までお問合せください。

住宅を退去される場合は・・・

①退去される日の14日以上前までに、「賃貸住宅賃貸借契約解除届」を管理サービス事務所等に提出してください。

それでは、お手続きの説明をさせていただきます。



引越すことになりました。

②住宅の査定に伺う日程の調整をさせていただきます。

金曜日午後のご都合はいかがでしょうか。



その日の午後なら大丈夫です。



③担当者が住宅の修理費負担額を査定いたします。

お部屋を拝見します。



はい。

こちらの床のごげ跡は…?



アイロンで焦がしちゃって…

④お客様に、査定の結果を記載した「空家修理費負担額請求書」をお渡しします。ご不明な点がございましたらお尋ねください。

こちらがお客様にご負担いただく金額の明細です。



わかりました。



空家修理費負担額請求書

修理費負担額 ¥***,***. ○○即地1-101
○○○○ 殿

(明細)

項目	項目等	内容	単位	単価(円)	数量	修理費負担額 金額(円)
○○	○○	○○	*	***	*	***
○○	○○	○○	*	***	*	***
○○	○○	○○	*	***	*	***
○○	○○	○○	*	***	*	***

●敷金は精算(修理費負担額等の控除)のうえ、残額をお客様にお返しいたします。
なお、退去後に残置物がある等の場合は、処分費用等をお客様にご負担いただきます。

■お客様負担となった例

クロス



クロスの脱落

流し台



流し台の汚れ

浴室



浴槽のエプロン裏の汚れ
(エプロン内の溝にたまっていない状態)

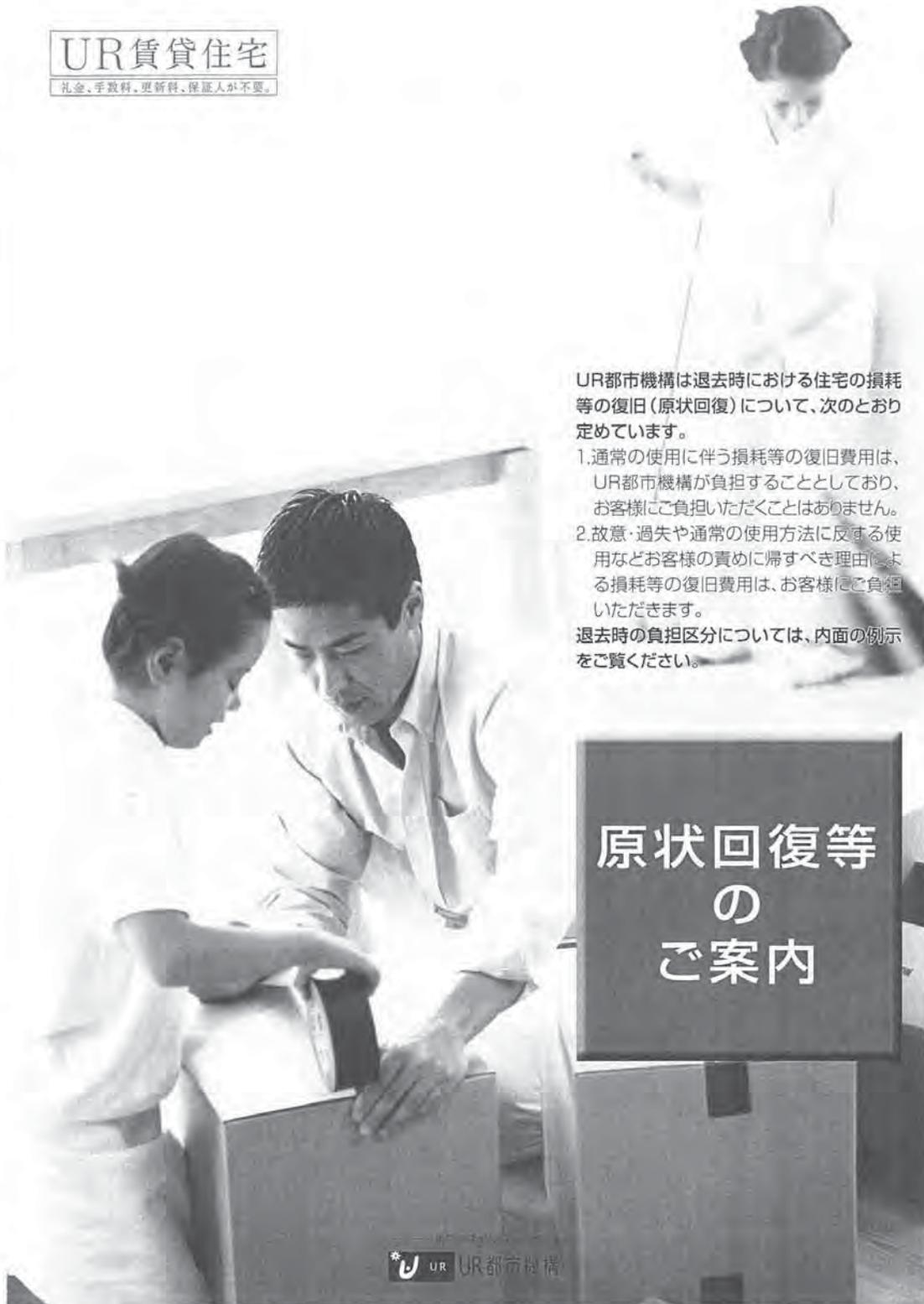
浴室



浴室の壁の汚れ

UR賃貸住宅

礼金、手数料、更新料、保証人が不要。



UR都市機構は退去時における住宅の損耗等の復旧(原状回復)について、次のとおり定めています。

1. 通常の使用に伴う損耗等の復旧費用は、UR都市機構が負担することとしており、お客様にご負担いただくことはありません。
2. 故意・過失や通常の使用方法に反する使用などお客様の責めに帰すべき理由による損耗等の復旧費用は、お客様にご負担いただきます。

退去時の負担区分については、内面の例示をご覧ください。

原状回復等 のご案内



Q 退去時の修理費負担額(原状回復費用)はどれくらいかかるの?

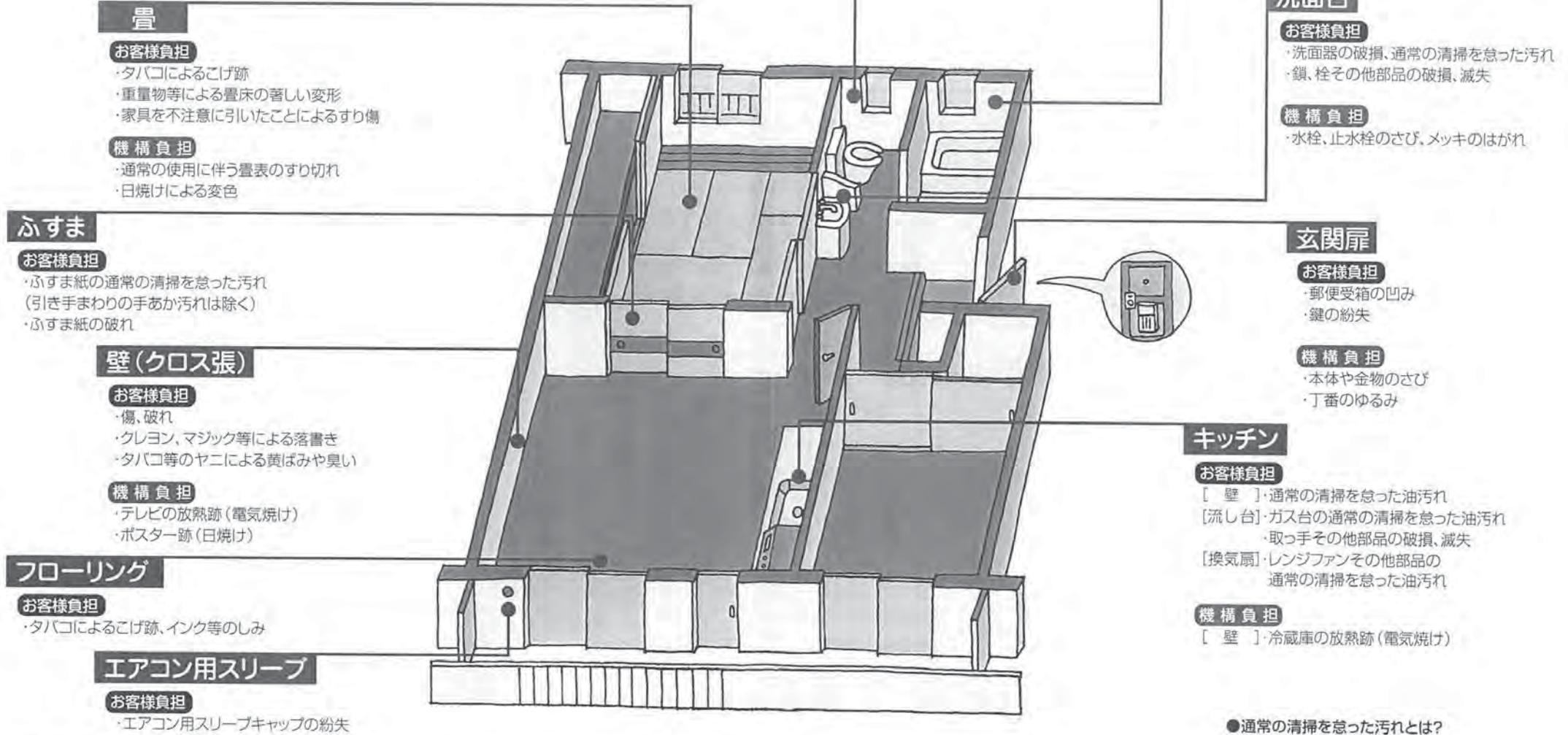
A お客様の住まい方や住宅の間取り・広さ等により金額は異なってきます。参考ですが、平成26年度の後半期にUR賃貸住宅を退去されたお客様の平均負担額は約3万円でした。



退去時の負担区分(例示)

退去時における住宅の損耗等の復旧(原状回復)について

1. 通常の使用に伴う損耗等の復旧費用は、UR都市機構(機構)が負担することとしており、お客様にご負担いただくことはありません。
2. 故意・過失や通常の使用方法に反する使用などお客様の責めに帰すべき理由による損耗等の復旧費用は、お客様にご負担いただけます。



●通常の清掃を怠った汚れとは?

ゴミの撤去、掃き掃除、拭き掃除、水まわり・換気扇・レンジまわりの油汚れの除去等、通常の清掃を怠ったことによって生じた汚損のことをいいます。

○上記は退去時の負担区分であり、居住期間中のお客様のご負担とは異なります。
○居住期間中のお客様のご負担については、次のとおり定めています。
外壁塗装や給水管の取替えなど「大規模なもの」は、機構が修理又は取替えを行います。畳の張替えや電球の取替えなど「小規模なもの」は、必要に応じて、お客様のご負担により修理又は取替えを行っていただきます。なお、「小規模なもの」に該当する部位の詳細については、賃貸借契約書及び修理細目通知書をご確認ください。

別図

■代表的な間取り



※反転タイプとなる場合がございます

※図面と実際の住宅が異なる場合については
現状を優先させていただきます。